

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	
(略)	(略)	(略)	(略)
基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にあ	基準永住帰国日が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間にあ	基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にあ	基準永住帰国日が令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にあ
る者	る者	る者	る者
	一三、〇〇〇円		(新設)